

ロシア連邦大統領令

外国有価証券の流通にかかわる追加的臨時経済措置について

アメリカ合衆国および同国に加わった外国国家および国際機関がロシア連邦市民およびロシア法人に対する制限的措置の導入をめざして行う非友好的でかつ国際法に反する行為に鑑みて、ロシア連邦の国益の保護およびその財政的安定性の保障を目的として、かつ連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にのっとり、以下を決定する：

1. 居住者が保有し、他の者の利益のために行動する者としての中央預託機関に対して外国の組織において開設されている口座で管理されている外国有価証券の取引（オペレーション）で、非居住者（非友好的な外国国家の者を含む）に対する当該有価証券の所有権の移転を伴い、かつ2022年3月5日付ロシア連邦大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」が定める「C」型口座に存在するそれらの者の金銭によって行われるものは、本令が定める手順によってこれを実行するものとする。

2. 本令にしたがって譲渡されることになる、1人の居住者が保有している外国有価証券の、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会が定める手順にしたがって算定される当初価額の合計金額は、10万ルーブルを超えることはできない。

3. 本令第1項が定める取引は、競争入札の実施によってこれを行う。

4. 当該の競争入札および本令第1項が定める取引（オペレーション）の実行の条件は、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会がこれを定める。

5. ロシア連邦中央銀行の決定をもって、以下を定める：

a) 職業的有価証券参加者とその顧客との間、ならびにユニットインベストメントトラスト運用会社および職業的有価証券参加者と競争入札主催者との間での、本令第1項が定める取引（オペレーション）およびその実行に必要とされる取引（オペレーション）（以下、外国有価証券の取引〔オペレーション〕）の実行を目的とする協力の手順および期限；

b) 外国有価証券の取引（オペレーション）ならびに非居住者である買手を名義人として開設された「C」型口座および所有者特別トランジット証券口座にかかわるオペレーションの実行を目的として行われる当該の非居住者である買手の認証についての特異事項；

c) 所有者特別トランジット証券口座の取扱い条件。

6. 職業的有価証券市場参加者およびユニットインベストメントトラスト運用会社は、居住者である自然人から外国有価証券の取引（オペレーション）の実行に対する手数料を徴収しない。競争入札主催者は、当該の自然人から競争入札の企画および実行に対する手数料を徴収しない。

7. 外国有価証券の取引（オペレーション）にもとづいて非居住者が取得した外国有価証券は、ロシアの預託機関が非居住者である買手を名義人として開設した所有者特別トランジット証券口座に振り替えられるものとする。これらの有価証券は、所有者特別トランジット証券口座から、当該口座の名義人である非居住者である買手の依頼にもとづいて、外国の組織において開設された口座または他の者を名義人として開設された所有者特別トランジット証券口座に振り替えられる。

8. 2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」が定める取引（オペレーション）の実施（遂行）手順、および1996年4月22日付連邦法第39-FZ号「有価証券市場について」第27条の6第3項の要求事項は、外国有価証券の取引（オペレーション）の実行には適用されない。

9. 2022年3月1日付ロシア連邦大統領令第81号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第1項b)号およびc)号の規定は、有価証券の所有権を発生させる取引（オペレーション）（2023年3月3日付ロシア連邦大統領令第138号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置について」第11項が定めるロシアの有価証券およびユーロ債の取引〔オペレーション〕をのぞく）に対しては、以下の条件が同時に満たされているならば、これを適用しない：

a) 外国有価証券が、ロシア連邦領外で、有価証券に対する権利の管理および移転を行う権利を属人法にしたがって有している外国の組織において管理および（または）保管されている場合；

b) 当該の取引（オペレーション）にかかわる決済が、ロシア連邦領外に所在する外国の銀行またはその他の金融市場関連組織において居住者を名義人として開設され、かつ当該の居住者がロシア連邦の法の要求事項にしたがってロシア連邦の税務機関に対してそれについての情報を開示している口座（預金）を用いて行われる場合。

10. 非友好的な外国国家の者とは、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）、ならびにその登記場所（登記場所がロシア連邦である場合を除く）または事業活動を行う主たる場所がどこであるかを問わない、そうした外国人の支配下にある者のことをいう。

11. ロシア連邦中央銀行理事会は、本令の実施に必要とされる決定を下す。

12. 本令が定めるロシア連邦中央銀行理事会の諸決定は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条にしたがって公表されるものとする。

13. ロシア連邦中央銀行に対して、本令の適用の諸問題にかかわる公式の解説を行う権利を与える。

14. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年11月8日

第844号